7、交通に関する制度

高速道路・有料道路	
内容	通常の半額の通行料金に割引されます。本人又は家族などが所有する車両1台を、事前に登録してください。ETC割引の利用もできます。
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方で、自ら運転される場合 ②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方の移動のために介 護者が運転する場合
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・ETCカード及び車載器管理番号の分かるもの
窓口	住民福祉課 76-0503

町営バス	
内容	通常の半額の運賃に割引されます。バスから降りる際に、運転手に障害 者手帳を見せてください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 と、その付き添いの方
窓口	総務課 76-0501

予約バス	
内容	予約すれば、自宅近くのバス停から予約バスに乗ることができます。(その都度、予約が必要です。) また、障害者手帳をお持ちの方は、通常の半額の運賃に割引されますので、予約バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を見せてください。
対象者	予約バスの登録をしている方
手続き	予約バスの登録をしてください。
窓口	総務課 76-0501

移動支援	
内容	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出の支援をします。基本的に、利用にかかる経費の1割を負担していただきます。 (ただし、所得に一定の負担上限額を設定。福祉サービス支給と同基準 →P79へ) ※町内には実施しているサービス事業所はありませんが、近隣の市町村にあるサービス事業所を利用することができます。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

運転免許取得費の助成		
内容	障がいのある方の就労などの社会参加や自立を支援するために、運転免許取得費用の一部を助成します。1人につき1回限りで、免許取得にかかった費用の2/3以内の額(ただし、10万円を限度とする)を助成します。	
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、就労などのために自動車の運転免 許を取得する方	
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・かかった費用の明らかになるもの(領収書など) ・助成費を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印	
窓口	住民福祉課 76-0503	



7、交通に関する制度

自動車改造費の助成	
概要	障がいのある方の就労などの社会参加や自立の支援のために、自動車改造費の一部を助成します。操行装置及び駆動装置などの改造にかかる費用で10万円を限度とします。改造前に申請していただく必要がありますので、事前にご相談ください。
対象者	以下の5つ全てに該当する方 ①町内にお住まいの方 ②身体障害者手帳をお持ちの方 ③「免許の条件」が記入された運転免許証をお持ちの方 ④就労などのために、自ら所有し運転する車の、操行装置及び駆動 装置などの一部に改造が必要な方 ⑤前年の課税所得が一定額を超えない方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・改造施行業者の見積書 ・仕様書(カタログ) ・認印 ※必ず助成決定後に、改造してください。決定前に改造されますと、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
窓口	住民福祉課 76-0503

駐車禁止の除外		
概要	身体等の障がいにより歩行が困難な方が、日常生活の移動をしやす くするために、駐車禁止規制の適用を除外するものです。	
対象者	県公安委員会から駐車禁止除外指定者標章の交付を受けられる者	
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳 ・認印	
窓口	設楽警察署 0536-62-0110	